



第 5 章

環境配慮指針・行動



1. 環境配慮指針の位置づけ

第4章では、それぞれの望ましい環境像を実現するために町が取り組む環境施策について述べています。しかし、これらの環境施策を実施するだけでは十分ではありません。

そこで、町民・事業者・町（行政）が、日常生活や通常の事業活動においてすぐにできる行動を整理し、町から「環境配慮指針・行動の具体的取り組み」として示します。町民・事業者の皆さんには、それぞれの立場で、自らの行動を確認、改善し、この「環境配慮指針・行動」に基づいて積極的に取り組みを実施していただきます。

ただし、本計画の中で示す「環境配慮指針・行動」がすべてではなく、町民・事業者の皆さんそれが、自主的に取り組める具体的指針を示した町民版環境配慮指針・行動計画の作成を支援し、活用を呼びかけていきます。一人ひとりが主役となり、皆で考え、皆で実践していきましょう。

2. 町民が行う環境配慮行動

2.1 町民が配慮すべきこと

今日の環境問題の多くは、町民一人ひとりの日常生活に伴って生じる環境への負荷が、大きな原因となっています。

このため、町民は自らの生活が環境に与えている負荷の大きさを十分に認識し、地域社会が行政などと協力連携して取り組むことが期待されます。

2.2 毎日の生活ですぐに実践できること

水に関する行動	<ul style="list-style-type: none">●歯を磨くときは、うがいの水はコップに汲んで磨く。●顔を洗うときは、洗面器に水をためて洗う。●シャワーの水は、流しっぱなしにせず、こまめに止める。●お風呂の残り湯は、洗濯や洗車、散水に利用する。●洗濯は、まとめ洗いをし、量にあった水量で洗う。●食器の汚れは、拭いてから洗う。●できるだけ洗剤を使わずに食器類を洗う。●洗濯用の洗剤は、適量を使う。●庭や菜園では、できるだけ農薬などの化学物質の使用は控える。
---------	--

生態系に関する行動	<ul style="list-style-type: none"> ●ペットは責任を持って飼い、決して捨てない。 ●園芸植物などを野山に植えない。 ●野生の動植物を無断で採取し、飼育あるいは栽培しない。 ●野生動物に餌を与えない。
ごみに関する行動	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみはきちんと分別して出す。 ●ごみは所定の場所へ、決められた時間に出す。 ●リサイクルできるものは、ごみとして捨てない。 ●タバコの吸い殻や空き缶などは、マナーを守って持ち帰る。 ●修理や部品交換がしやすい商品を買う。 ●散歩時のペットの糞は持ち帰る。
資源に関する行動	<ul style="list-style-type: none"> ●買い物袋を持参し、レジ袋などを受け取らない。 ●過剰包装は断る。 ●使い捨て商品は買わない。 ●再生紙や非木材紙を利用した製品を使う。 ●資源集団回収に参加する。
エネルギーに関する行動	<ul style="list-style-type: none"> ●冷蔵庫のドアの開閉は少なく手早くする。 ●冷蔵庫は詰めすぎないようにする。 ●掃除機のフィルターをきれいにする。 ●天気が良い日は、乾燥機は使わない。 ●冷暖房の設定温度は適切な値にする（夏 28℃、冬 20℃） ●冷暖房に頼らず、着るものなどで調節する。 ●カーテンやブラインドを活用する。 ●テレビやラジオはこまめに消す。 ●長時間の外出には、電化製品のコンセントは抜く。 ●使ってない部屋の明かりは消す。 ●マイカーの使用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する。 ●急発進や急停止をしないように心がける。 ●アイドリングストップを心がける。

2.3 積極的に取り組むこと

水に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水をためて植栽への散水や洗車に使用する。 ●トイレ、流し、浴槽で水漏れが起きてないか確認する。 ●蛇口に節水コマを取り付ける。
ごみに関する行動	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみは必ず持ち帰る。 ●生ごみをコンポストや生ごみ処理機で堆肥化する。
エネルギーに関する行動	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電などのソーラーシステムを導入する。 ●白熱灯や蛍光灯をLEDに切り替える。 ●省エネタイプの家電製品を導入する。 ●低公害車、低燃費車を導入する。
学習に関する行動	<ul style="list-style-type: none"> ●自然観察会などへ参加する。 ●地域の環境保全活動・講演会などに参加する。 ●環境家計簿をつける。 ●環境保全に関するネットワークに参加する。



■ メガソーラー ■

3. 事業者が行う環境配慮行動

3.1 事業者が配慮すべきこと

経済活動の大きな部分を占める事業者の取り組みは、環境の保全と創造の推進にとって特に重要であり、事業者は自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるなど、地域社会の一員として環境の保全と創造のための社会責任を果たすことが求められています。

このため、事業者は町民・環境NGO・行政(町)等と協力連携し、様々な取り組みを推進していくことが期待されます。

3.2 事業活動や社会貢献活動

開発時の行動	<ul style="list-style-type: none"> ●施設は、良好な大気環境や水環境の確保に配慮しながら、各地域の環境と調和を図って設置する。 ●施設の配置、規模、デザインなどは、地域の環境特性と調和させる。 ●広告塔や看板などのデザイン、色、規模、光度などについては、地域の特性に応じ、周辺環境と調和させる。 ●施設は、歴史的文化的財産の保全に配慮しながら、各地域の環境と調和を図って設置する。
緑地管理	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所周辺を、地域の特性に配慮した樹種により緑化する。 ●事業所から出る落ち葉は、堆肥化して土壌還元する。 ●緑地管理には、農薬や化学肥料などの使用をできるだけ控える。
設備導入を伴う行動	<ul style="list-style-type: none"> ●排水処理施設の適切な維持管理など、事業活動による環境汚染を防止する。 ●事業所内厨房施設から出た生ごみが、排水へ混入するのを極力少なくする。 ●燃焼設備を更新する場合は、環境への負荷が相対的に少ない燃料を使用する。 ●排熱や未利用エネルギーの有効利用システムを導入する。 ●太陽光などの自然エネルギーを導入する。 ●雨水浸透マスや雨水貯蓄槽など、雨水利用を積極的に進める。

設備導入を伴う行動 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ●空調設備の運転制御ができる建築設備を規模・用途に応じて導入する。 ●小型車両や電気自動車などの低公害車に転換する。 ●省エネ型 OA 機器や照明機器に転換する。 ●電子メールの活用などにより、ペーパーレスを推進する。 ●ごみの分別回収ボックスを設置する。
事業活動中の行動	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみを発生させない努力をする（減量化計画を立てる）。 ●ネオンサインなどの時間を短縮する。 ●冷暖房は必要な時に運転し、適正な温度に設定する。 ●煤煙、悪臭、騒音、振動などの発生防止について配慮する。
社員の行動	<ul style="list-style-type: none"> ●車の利用は必要最低限とする。 ●アイドリングストップを励行する。 ●公共交通機関の利用を指導する。 ●両面印刷、両面コピー、裏面コピーを徹底する。 ●シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄などに限定する。 ●使用してない部屋の照明は消す。 ●使用してない OA 機器の電源は消す。
物品購入	<ul style="list-style-type: none"> ●使い捨てでなく長く使えるものを購入・利用する。 ●環境ラベリング事業対象製品や同等品を購入する。 ●トイレットペーパーは再生紙 100% のものを使用する。 ●物品などの再生資源を利用した製品を使用する。 ●コピー用紙は再生紙を使用する。 ●環境への負荷の少ない包装材、梱包材を使用する。
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルできるものは、回収システムを利用する。 ●産業廃棄物は適切に処理する。 ●エアコンや冷蔵庫などの特定フロン及び代替フロンの冷媒の漏えいを防止するとともに適切に処理する。 ●ハロン消化設備を更新・廃棄する際は、特定ハロンを適切に処理する。 ●事業所の厨房施設から出た生ごみは堆肥化して土壌に還元する。

地域社会への貢献・社員教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域環境保全に努める民間団体や行政施策を支援する。 ● 地域 NPO・NGO が行う環境改善活動（分別収集、清掃活動、観察会など）に積極的に協力する。 ● 情報公開や地域住民への広報活動の実施など、環境保全に関する協力体制を確保する。 ● 地域の環境保全活動に対して、積極的に参加・支援する。 ● 環境保全のためのボランティア活動を希望する社員のために、休暇を取りやすい環境づくりを支援する。 ● 従業員の意識啓発のため、地球温暖化対策や環境保全に関する研修、講演会を計画的に実施し、環境研究を充実させる。 ● 社内誌・パンフレットなどにより、従業員に対して定期的に環境問題に関する情報を提供する。
国際的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外への環境技術の移転などを積極的に行う。 ● 開発途上国からの環境に関する研究生を積極的に受け入れる。 ● 海外での物品の生産、流通、販売、回収・処理などを行う場合には、その地域での環境への負荷を低減させる。
体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮した経営方針を確立する。 ● 環境に配慮した事業活動を推進する体制を設備する。 ● 事業活動に伴って生じる直接または間接的な環境への負荷のうち、事業所で把握できる情報は一元的に管理できるように整備する。

3.3 専門的な活動に伴う取り組み

農林業	<ul style="list-style-type: none"> ●家畜糞尿の適正な処理を行い、河川などへの流出を防止する。 ●農地の適正な管理により、農地が有する環境保全機能の維持・向上と農地周辺の生態系を保全する。 ●保安林のもつ緑のネットワーク機能や景観形成機能を保持する。 ●農薬や化学肥料の使用量を少なくし、落ち葉や生ごみの堆肥を活用するなど、環境への負担が少ない農業を推進する。
建設業	<ul style="list-style-type: none"> ●コージェネレーションシステム、地域冷暖房システム、太陽光発電システムの導入など、エネルギーを有効に利用する。 ●熱帯木材型枠の使用を削減する。 ●再生骨材、再生加熱アスファルト混合物などの建設副産物、再生資源、間伐材などを利用する。 ●低公害型重機を使用する。 ●野生生物の育成・生息空間の確保、自然に配慮した工法の採用など、生態系や自然を保全する。 ●現存する植生を極力残し、地域在来種を活用した緑化をする。 ●断熱性向上のため、外気の活用・遮断が可能な建具の採用や、ひさしの設置、窓ガラスなどの開口部の構造を改良する。 ●資源回収や再利用の仕組みをつくる。 ●必要とする原材料や中間製品などは、リサイクル・リユースしたものや、環境に配慮したものを使用する。 ●塗料は有機溶剤などの含有率が低いものを使用する。
製造・流通・サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ減量化・資源化協力店に協力する。 ●エコマーク商品などの充実や販売コーナーの設置など、環境への負荷の少ない製品を販売する。 ●リサイクルが容易な材料を使用する。 ●製品を小型・軽量化する。 ●消費者が購入した製品の修理に関する情報提供を積極的に行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギーのための製造プロセスの改善を推進する。 ●工程内でのリサイクルを推進する。 ●製造プロセスにおけるゼロエミッション化を推進する。 ●適切な排ガス処理施設や排水処理施設の設置、騒音・振動の防止、化学物質の適正管理、周辺環境への負荷を低減する。
運輸・通信業	<ul style="list-style-type: none"> ●輸送効率や作業性を高めるため、規格化されたパレットやコンテナで製品を運搬する。 ●トラック、バスなどの最新規制適合車への代替など、環境への負担を低減する。 ●公共輸送機関の利用を促進する。
エネルギー・水供給業	<ul style="list-style-type: none"> ●発電効率の向上、太陽光・風力などの自然エネルギーの開発・導入など、環境への負担が少ないエネルギーへ移行する。 ●コーポレーティブソリューションシステムなどの分散型電源の導入や下水廃熱など未利用エネルギーの利用など多様なエネルギーを活用する。 ●用水の回収水使用率の向上、再生水や雨水の利用など、循環的に水を利用する。
観光業	<ul style="list-style-type: none"> ●エコツーリズムなどの自然と触れ合える観光・余暇活動に関する知見や専門家の育成、利用者への情報提供など、住民と自然のふれあいを充実させる。 ●環境ラベリング事業対象製品を提供する。

4. 町(行政)が行う環境配慮行動

4.1 町(行政)が配慮すべきこと

環境の保全と創造を推進していくためには、地域における取り組みが不可欠であり、地域における行政施策をいかに推進していくかが重要です。

このため、町(行政)では地域特性に応じて、環境の保全と創造に関する総合的な計画などの策定を行うとともに、町民・事業者等と協力連携し、環境の保全と創造のための取り組み及び環境保全への配慮を推進していきます。

4.2 事業活動や社会貢献活動

開発時の行動	<ul style="list-style-type: none">●施設は、良好な大気環境や水環境の確保に配慮しながら、各地域の環境と調和を図って設置する。●施設の配置、規模、デザインなどは、地域の環境特性と調和させる。●施設は、歴史的文化的財産の保全に配慮しながら、各地域の環境と調和を図って設置する。
設備導入を伴う行動	<ul style="list-style-type: none">●排水処理施設の適切な維持管理など、行政活動による環境汚染を防止する。●未利用エネルギーの有効利用システムを導入する。●太陽光などの自然エネルギー・システムを導入する。●雨水浸透マスや雨水貯留槽など、雨水利用を積極的に進める。●空調設備の運転制御ができる建築設備を規模・用途に応じて導入する。●小型車両や電気自動車などの低公害車に切り替える。●省エネ型OA機器や照明機器に転換する。●電子メールなどの活用により、ペーパーレス化を推進する。●ごみの分別回収ボックスを設置する。
行政活動中の行動	<ul style="list-style-type: none">●ごみを発生させない努力をする（減量化計画をたてる）。●冷暖房は必要な時に運転し、適正な温度に設定する。

職員の行動	<ul style="list-style-type: none"> ●車の利用は必要最小限とする。 ●アイドリングストップを励行する。 ●公共交通機関の利用を指導する。 ●両面印刷、両面コピー、裏面コピーを徹底する。 ●シュレッダーの使用は個人情報などの文書の廃棄などに限定する。 ●使用していない部屋の電気は消す。 ●使用していないOA機器の電源は消す。
物品購入	<ul style="list-style-type: none"> ●使い捨てでなく長く使えるものを購入・利用する。 ●環境ラベリング事業対象製品や同等品を購入する。 ●トイレットペーパーは再生紙100%のものを使用する。 ●物品などの再生資源を利用した製品を使用する。 ●コピー用紙は再生紙を使用する。 ●環境への負荷が少ない包装材、梱包材を使用する。
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルできるものは、回収システムを利用する。 ●産業廃棄物は適切に処理をする。 ●エアコンや冷蔵庫などの特定フロン及び代替フロンの冷媒の漏えいを防止するとともに適切に処理する。 ●ハロン消火設備を更新・廃棄する際は、特定ハロンを適切に処理する。
地域社会への貢献・職員教育	<ul style="list-style-type: none"> ●地域環境保全に努める民間団体や事業所を支援する。 ●地域のNPO、NGOが行う環境改善活動（分別収集、清掃活動、観察会など）に積極的に協力する。 ●情報公開や地域住民への広報活動の実施など、環境保全に関する協力体制を確保する。 ●地域の環境保全活動に対して、積極的に参加・支援する。 ●環境保全のためのボランティア活動を希望する職員のために、休暇を取りやすい環境づくりを支援する。 ●職員の意思啓発のため、地球温暖化対策や環境保全に関する研修、講演会を計画的に実施し、環境研修を充実させる。 ●パンフレットなどにより、職員に対して定期的に環境問題に関する情報を提供する。

体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に配慮した行政運営体制を確立する。 ●環境に配慮した事業・施策を推進する体制を整備する。 ●公共事業等に伴って生じる直接または間接的な環境への負荷のうち、中井町で把握できる情報は一元的に管理できるように整備する。
-------	---

環境に関する豆知識④（マイクロプラスチック（MP））

近年、マイクロプラスチックによる海洋汚染が深刻化し、近い将来、海の中は生物よりもマイクロプラスチックの重量が大きくなるとも言われています。

このニュースを耳にした時、「マイクロプラスチックとはどんなもの?」、「何故、そんなに海に流出するの?」、「日本ではリサイクルや焼却しているから大丈夫なの?」など、様々な疑問を感じられたのではないでしょうか。

マイクロプラスチックとは、微小なプラスチックのことを指します。その大きさに関する公式な定義はないようですが、多くの場合、5mmより小さなプラスチック片のことを指すようです。

マイクロプラスチックは、その起源から大きく2つに分けられます。1つは当初から微小なサイズで製造されるプラスチックで、歯磨き粉や洗顔料などで汚れを落とすために使われるプラスチック製のマイクロビーズやマイクロカプセル、プラスチックの塗料やサンドblastなどがあります。

もう1つは、プラスチック製品が光や熱、波による衝撃などにより劣化し、小さくばらばらになったもので、基本的にはどのようなプラスチックもその原因になる可能性があります。

洗顔料や歯磨き粉を利用し、排水中へ放出されるマイクロビーズは、一部は下水処理場をすり抜けて海に入ります。

また、ごみとして適切に処理・処分されるものは問題ないですが、海岸にたどり着いているたくさんのプラスチックごみは、マイクロプラスチックの元凶となり、これらを除去する浜辺のごみ拾いは非常に効果のある行動です。



■ 横浜市野島海岸で採取されたMP
(神奈川県ホームページより引用)